

平成14年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成15年2月4日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
岡田 秀二 委員 加藤 徹 委員 高橋 千代恵 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員

司 会 第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。
開会に当たりまして、前葉企画部長よりあいさつを申し上げます。

前葉企画部長 本日は大変お忙しい中を宮城県の行政評価委員会公共事業評価部会第5回の部会でございますけれども、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

昨年10月に第4回の部会がございまして、再評価の対象事業7事業を含みます公共事業に対してさまざまなご意見をいただき、その上で答申をちょうだいしたわけでございます。まことにありがとうございます。

後ほど改めてご報告を申し上げますけれども、そのいただいた答申を受けまして、昨年11月に「評価書」を決定させていただいております。皆様方からのご意見、ご指摘一つ一つに対しまして、県としての考え方を整理した上で、これからの公共事業の執行にどう反映させていくかというようなことにつきまして、県としての取り組みを明らかにする形で「評価書」をつくらせていただきました。

この「評価書」の内容と、それからさらに平成13年度以降本年度にかけていただいております部会のご意見がございます。こうしたものに対する現在の検討状況、対応状況もあわせて後ほど報告をさせていただきます。

委員の皆様方からいただいておりますご意見は、それぞれ一つ一つ今後の公共事業のあり方に反映させていくということで、この再評価制度をより透明性の高い、継続性のある制度として定着するように私ども努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

さて本日は、一昨年からご就任いただいております委員の皆様方をお願いしておりますわけでございますけれども、部会としては本年度最後ということを用意をさせていただきます。

実は委員の任期をお願いしておりますのが2年ということでございますが、私どもこの本県の評価制度、条例に基づく制度として始めましてことし1年たちました。その前は要綱に基づく制度ということで、この評価制度としてはほぼ2年間こういう形で運用をさせていただき、それぞれほかの政策評価、あるいは大規模事業評価等も同じでございますけれども、ほぼ定着をしてきたかなというふうに考えております。そうした意味で委員の皆様方には、この本県の

評価制度の立ち上げの時期をこの2年間大変なお力をおかりしたわけでございます。しかしながら、まだこの評価制度、緒についたばかりというところでございますので、私どもといたしましては、条例に基づいた評価制度のスタート時点からこのような形でかかわっていただいております委員各位には、いましばらくさらにご指導を願えればというふうに考えております。

ただ、各委員それぞれご事情もおありになるかと存じますので、また後ほど後日、個別にご相談をさせていただきたいと思っております。この4月以降さらに委員にご就任いただくということになりますと、行政評価委員会条例でこの次の任期以降は3年ずつという形になっております。したがって、15年4月から18年3月までの3年間の任期でお務めいただけるかどうかということでご相談していくことになるかと思っております。

ただ、このような任期の関係がございますが、そのことを仮に前提とさせていただきます。本日は、後ほど議題の一つとして来年度の評価部会の進め方についてもご審議願うという予定にいたしております。よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

これまで2年間を総括していただくようなご意見も、あわせて本日のご審議の中でお願ひできればと考えております。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

司 会 本日は、森杉部会長を初め、行政評価委員会公共事業評価部会委員として7名の先生方にご出席をいただき、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、大泉委員、長田委員につきましては、本日所用のため欠席されております。また、沼倉委員につきましては、多少遅れるというご連絡をいただきました。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしくお願ひいたします。

森杉部会長 それでは、年度末のお忙しいところご出席賜りましてありがとうございます。

お手元にありますように、本日は報告が1件、議事としては二つございます。まずは議事録署名委員を指名しなければなりません。お二人お願いすることになります。今回は岡田委員と加藤委員のお二人をお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

それから、いつものとおりですが、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従って、まず報告をお願いいたします。

平成14年度の公共事業再評価に係る評価の結果についてということで、既に私たちは11月にこれを答申しておりますけれども、県の方からご説明をいただきます。

行政評価室長　それでは、私の方から報告事項の評価結果についてご報告させていただきます。

この評価書につきましては、評価書ができた段階で各先生方には郵送させていただいておりますので、内容については省略させていただきますが、資料1という部分、これが評価書、次のページが評価書でございます。前のページにその「要旨」とありますが、評価書ができた段階でこれを公表しなければならないことになっております。公表するときにはその概略を記載した要旨とともに公表することとなっておりますので、こういう形で公表をさせていただいております。

1ページでございますが、ちょっとこの経過についてご説明をさせていただきます。

6月10日に評価調書をつくりまして、これを政策会議にかけまして諮問させていただきました。それで評価部会をずっとやっていただいて、10月11日に答申をいただきました。評価書にはここまでだけ記載しておりますが、その後どういうふうになったかということについてご説明をさせていただきますと思います。

まず、この答申をいただいて、11月5日に評価書を確定いたしました。書類についてはございませんが、口頭だけでご説明させていただきます。

11月5日にこの県がつくった評価書を政策会議でもってこれを決定し、そしてその5日に県議会議長、いわゆる議長あてにこの評価の結果を報告しております。議会では、12月議会の最初の日に全議員にこの評価書が渡されているというふうなことでございます。そしてまた、当日記者発表という、いわゆる投げ込みでございましたけれども、記者発表もさせていただきました。そしてまた、ホームページとか県政情報センター等でこれらはすべて公表しております。

次に、この評価書が15年度の予算にどう反映されたかというふうなことになりますが、それにつきましては、今週2月7日にほかの評価結果反映状況と一緒に公表、発表させていただくという段取りになっております。

以上、簡単でございますが、評価書ができてからの経過についてご説明をいたしました。

評価書の2ページ、3ページをちょっとごらんいただきたいんですが、2ページには評価部会で意見をいただいたこと、そして3ページには評価の結果ということで、県がその答申に対してこういう形で対応していきますということで評価書という形でつくらせていただきましたが、この内容については、後ほど議題の(2)でもって、この内容についてまたご説明をさせていただきたい

と思います。

以上で評価の結果についての報告を終わらせていただきます。以上でございます。

森杉 部会長 ありがとうございました。

一応11月以降の経過につきましての報告でございます。経過の結果、県としての対応がどうであったかについては議題の第2でご説明いただいて承認を得るとい形になりますが、それ以外のことにつきましてのご報告をいただきました。

質問ございませんか。よろしいですね、恐らく議題2のところでもたここに
戻る可能性がありますから。

それじゃ、この報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題の第1番目に入ります。

議題の第1番目は、平成15年度の公共事業評価部会の進め方について、
このことでございます。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 2の進め方についてお諮りさせていただきたいと思います。

資料2-1と、それから資料2-2で説明をさせていただきます。

15年度の公共事業再評価部会の進め方ということで、先ほど部長からもあ
いさつの中でお話し申し上げましたが、一応任期は3月31日までということ
ですが、こちらとしては再任をお願いしたい。そこで、再任されたといたしま
して、仮にそうということでのお諮りというふうになりますが、15年度の進
め方について、今日、ここでご審議させていただきたいと思います。

と申しますのは、来年の評価すべき事業が47事業ございます。これは5年
ごとに再評価していくために5年ごとにこういうふうにより件数が出るという
ふうになって、14年度は7事業でございました。13年度が14事業でござ
いました。それに比べて来年度47事業、8分野で47事業というふうになり
ますと、ちょっと進め方について、今年度この場でどういう方法がいいかとい
うことを一応決めさせていただきたいということで提案させていただいてま
す。

まず、審議の進め方でございますが、分科会を設置するという形ではどうか。

と申しますのは、47事業をずうっとやっていきますとかなりの時間がかか
ります。そこで、二つの分科会に分けて、河川分科会、それから道路分科会、
例えばこういう二つに分けて、河川については34事業、それから道路に
ついては13事業というふうに分けさせていただきまして、それをどういう形
にするかと申しますと、それぞれ47事業については概略についてご審議いた
だき、そして、その中でこれはちょっとしっかりやらなきゃいけないというふうな
ものを選んでいただき、その事業を例えば10事業とかぐらいに絞っていただ
きまして、その10事業について例えば14年度にやったような形でと現地調

査をし、そして審議していただくというふうなことではいかがかというご提案でございます。その具体的なやり方について次のページ、2ページをごらんください。

まず、第1回のいわゆる部会を開かせていただきまして、ここで47事業についてその概要を説明させていただきます。この概要というのは一覧表ぐらいで説明させていただこうかというふうに考えています。もう一つは、重点評価実施基準、この基準によって、何ていうんでしょうか、その重軽と申しますが、軽くやるか慎重審議やるかという部分を見ていただくたたき台と申しますが、その実施基準による評価表をつくらせていただくと。これは次の3ページと4ページでイメージしていただくとわかりますが、例えば4ページにしたのが重点評価実施基準によって点数づけを仮にしてみたものです。これは14年度の7事業と、それから下の方が13年度の14事業をこの重点評価基準によって点数つけていくと、一番右端になりますが、0から7がW、ホワイト、それから8点から14点をイエロー、それから15点から21点をオレンジという形でランクづけ、これを目安にしながら47事業をさっと概略見ていただくということで、3ページの表は47事業、事業だけを並べておきましたが、それに基準表を入れさせていただいて、現時点ではまだ入れられないのですが、入れさせていただいて、この表を、第1回部会で報告させていただくというふうにさせていただきますと思います。

そこで、それぞれ二つの分科会に分かれて、これは日を改めてですが、分かれていただきまして、それぞれ分科会ごとに全事業を概略審議をしていただく。詳細審議、慎重にやるべきものを選んでいただいて、そして、その他の事業の継続の適否について仮決定とありますが、これは概略でこんなことでいいんじゃないかという部分については、これは妥当とか、そうでないかという仮決定をしていただく。その分を7月に予定する第2回の部会に報告をいただき、慎重すべきものを決定していただき、そしてその他の事業、いわゆる概略審議だけで済ませる部分については妥当かどうかを決定していただく。その上で詳細審議について審議に入ってください。

それ以降、現地調査とか第3回部会、第4回部会というのは、例えば14年度でやったような部会の進め方でさせていただきます。

それじゃ、概略審議するときどんなものかというものが4ページの後ろにある、ページはありませんが、2枚ものです。分科会用に作成した例でございますが、これを開いていただきまして、見開きで、これまでの評価調書というのは3枚に分けてありましたが、かなり短い時間で見させていただくというふうなことから、1ページ、2ページ、3ページをこういう形で記載をさせていただきます、そして、その説明の図面とか何かを右側に置いて、見開きでもってそれぞれ部局から5分とか、いわゆる7～8分ぐらいで説明してもらって、それについて5～6分のその質問をいただくというふうなこと、これを1事業ずつ部会でやっていただくと。これについてはちょっと慎重にする必要があるというふうになった場合には、新たに評価調書というか、説明資料や、添付す

るその説明図面とか何かを吟味しまして、それでもってこれまでの部会と同じような形でやっていただいているかどうかというご提案でございます。

以上、こんな形でどうかということでご審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

森 杉 部 会 長 資料2 - 2はどういうことでしょうか。ちょっと2 - 2についても簡単に説明ください。

行政評価室長 すみません。資料2 - 2は、以前にもこの基準については見ていただき、そしてご審議していただいているので、特に説明はいたしませんでしたが、この審議をするための重い軽いの分を点数化しようというふうなことの基準でございます。例えば2ページごらんいただきたいと思います。

再評価の対象事業が今回みたいに47あったときに、まず重点評価実施基準によってそのランクづけの表をつくります。それでもって、重点的にやるべき事業、例えばオレンジとかイエローになった部分、それから確認評価事業といえますか、ホワイト、余り問題ないんじゃないかという部分についてここで二つに分け、そして、確認評価のものについては分科会から部会に報告させていただいて、これでもって決定する。しかし、重点評価事業、これについては詳細評価調書を作成させていただきまして、それで重点的にという、これまでのようなやり方で実施をしていただき、そして答申をいただくというふうなことではどうかということの基準でございます。

3ページ、4ページがそれぞれ基準が7基準ありまして、例えば停滞性とか、費用対効果とか、事業の環境の変化とかという部分をいわゆる点数でもって、このランクで点数づけをして、その合計が大きければ、これは問題があるというか、慎重審議しなきゃない。点数が少なければ問題はないであろうということを決める基準でございます。これでもって、先ほど申し上げました資料の中の3ページにあったこの基準の結果表をつくらせていただくというふうなことでございます。以上です。

森 杉 部 会 長 ありがとうございます。

今お話がありましたようにたくさんありますので、とにかくここで審議をする対象を少し絞りましょうという、こういうお話です。絞り方は、河川と道路の二つに分けて、それで概略的な資料に基づいて選択しましょうというご提案です。というのはいかがでしょうかというご提案です。

その参考資料として、一つは重点評価実施基準というのがありますから、これに基づいてYという、点数が高い方が問題ですね。高いものはいろいろなところでちょっと問題点がある可能性がある。こういうものはむしろピックアップの対象にしていく必要があるのではないかというための参考資料になりますと、こういうことですが。

ご意見をいただきたいと思いますが。

田中委員 次年度は大変件数が多いということで、基本的にはこういう形でいいのかなとは個人的には思っているんですが、ただ一つ気になるのは、例えば私自身は河川分科会ということで入った場合、もう一つの方の道路の方で、問題になったものは次の段階で見るからいいんですけども、問題がないと判断されたものですね、それが余り詳しいところまで目に触れることがなくなっちゃうのかなと思っていて、だから、その辺がどの程度よその方のオーケーとされたものが見えてくるのかなというところが一つそのポイントかなと思うんですけども、例えば、資料の最後の方にある、A3の資料であった概略の調書というんですか資料というんですか、それが一応ここでは分科会用と書いてありますけれども、これも全部まとめちゃって、私も道路の方の見えるように、お互いに見えるような、少なくとも資料の段階では、会議には出ないけれども、資料の段階では見れて、その後の7月の全体の委員会のときに結構な部分までもう一方のところはわかっているような状況をですね、ぜひ整えていただきたいというのが要望なんですけれども。

行政評価室長 はい、解りました。

ちょっと説明足りなかったようですが、分科会用とはしてましたけれども、第1回部会でこれを47つすることができるといことなんで、その場で説明をとるか、説明まですると時間があれなんで、出させていただきます。この上に一覧表をつくりまして、その一覧表で概要の説明をさせていただくというふうに……。

森杉部会長 分科会資料じゃなくて、本資料ということで

徳永委員 私も基本的にはこういう形で分科会方式でやらざるを得ないんだらうと思うんですが、ただスケジュール的に見ると、最初の絞り込みがやっぱり書類審査だけという形になるざるを得ないのかなと。

実はここ2年間やってみて、やっぱり現地に行って感じるものというのがかなり詳細審議をするかしないかというあたり、現地を感じる部分で決まる部分もあるんじゃないかというようなこともありますので、かといってそれを全部、分科会といえども全部見れるのかと。幸い道路分科会の方は件数的には少ないので行けなくはないのかなという気もするんですが。

そういうことで、そういう視点でその次の分科会での審議のときに出てくる資料がこの今いただいている例のような資料だけだと、なかなかその現地をイメージしたようなところまで行けないのかなと。大体これは今まで最初に書類でいただいたときの資料をレイアウトを変えただけというようなイメージですよね。そういう意味で何かもう少し詳細な情報がないと、なかなか最初の書類審査が難しいのかなというような気がしておりまして、これやってみないとちょっとよく解らないんですが、ですから、どこまでこの書類に基づく説明で

そういう現状認識が我々できるんだろうかというあたり、若干こう試行錯誤的なことをしないといけないかもしれないかなというような感想を持っています。

行政評価室長 一応47の現地というのはかなり難しいだろうということで、現地については詳細の部分について見ていただくという考えであります。

それから、47事業でございますが、実は5年前にこれについては、部会でもって現地まで見たかどうか解らないんですが、1回はご説明をしたもののがかなり入っております。そんなところで、例えば1件当たり本当に7～8分という形でもかなりの時間がかかる。例えば河川分科会では34事業を1回の分科会でというふうにはどうかなということも考えております。あるいはこの分科会については2回ぐらいになってしまうのかなというようなことも考えておりますが、資料とかについてはこんな程度でご説明するというか、時間的に考えるとこんな形で見えていただくのがいいのかなというふうに考えております。

土木総務課（曽根）資料については基本的には概略のもとになる今までの出している資料分は作成はしておりますので、概略じゃなくて、きちとしたもので全部そろえるということであれば、それはそれで対応は可能でありますので、資料的に過不足があることはしないようにさせていただきます。

それから、現地対応についてどこまで対応できるかというところは、やっぱりスケジュールを少し調整させないと、今までの二日間だけだと足りないんじゃないんじゃないかという感じはいたします。以上でございます。

森杉部会長 どうでしょうか、この件は。

徳永委員 最初の審議のときは今回いただいたぐらいの資料で結構だと思うんですが、分科会の中で絞り込みをやるということになった場合には、かなり詳細なデータまで出していただかないと議論はできないのかなというふうに思っております。

土木総務課（曽根）それは今までどおり追加資料も含めて対応させていただきます。

徳永委員 そのときに、ただ今までいただいているような資料だと、実は現地がイメージできないという場合があります。やっぱり個々の事業そのものに関しては詳細なデータがあるんですけども、その周辺が解らないんですね。ですから、すぐ近くの道路と比べてどうなのかとか、あるいはほかの区間の工事の進みぐあいと比べてどうなのかとか、そういうような、そういう関連性を見たいという部分がありますので、そこら辺の情報も少し加えていただければいいのかなというふうに思ってます。

土木総務課（曽根）やはり現地を見るのが一番情報量としては多いんで、それが一番望ましいと思います。ですから、そういう対応をできるだけさせていただくということと、それから、その関連資料の中で表面的な部分しかない場合に、そのバックグラウンドになるところをご指摘いただければ、できる限りの対応をさせていただきます。我々の方からの一方的な情報ですと、どうしてもやはりどこか一面からの情報にしかならない可能性もありますので、分科会の中でご指摘いただければできるだけ対応させていただきます。

森杉部会長　　じゃ、今の件は一応比較的詳しい資料を準備していただくと。
通常の今までのような資料ですね、それからイメージとしては周辺の環境が解るような、そういうものの写真がひとつぴたっとあると望ましいと、こういうことなんですが、ご無理を言ってますけれども.....。

土木総務課（曽根）できる限りの対応をさせていただきます。いずれ1回ではお示ししても足りないと思いますので、いろいろご指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

森杉部会長　　現地ですね、分担して見に行くというのはどうですか。
各自分担、同じ方面に行って。やっぱり無理かな。各自というのは、例えば二つか三つかのグループに分かれて全部見る。しかも全部は無理だから、この辺かなというふうに見るのは。

徳永委員　　ビデオ2～3分くらいのビデオを撮ってもらうのはどうでしょう。
あるポイントから流してもらって。
どうも写真だとやっぱりなかなか難しいんですよ。

森杉部会長　　悪くないのはね、要するに何回も使える可能性があるわけよね、今回つくった資料というのは、これ、ずっと5年続きますからね、要するに。そういう面ではある程度の準備をして損ではないんだよね、確かに。

行政評価室長　　分科会ごと現地調査というのもちょっと検討はさせていただいたんですね。ところが、そういたしますと、例えば南の方に行く、いわゆる道路分科会で行く、そうすると河川の南は見ることないわけですよ。という形で、どうも分科会ごとに全件見なきゃいけないことに、いわゆる地理的にですね、なきゃいけない。ということで、それではやっぱり10事業で集めてから先生方全員の方にそれぞれ詳細についてだけ見ていただくしかないなというふうなやはり結論に達したのでございます。
道路分科会の方が河川見ていただいてというわけにもいかないしというふうなことでございます。

森 杉 部 会 長 分科会は現地やっぱり無理でいきましょう。どうですか、無理ですね、分科会のレベルで現地に入るのは。

もう一つは、この既に県がある程度要再評価、要評価度というのをある程度つくってますのでね、ある種の県の原案があるわけですね、ここには、簡単にいえば。そういう点で当面は現地ちょっとスキップして、書類によって一定程度選択していくという線でいかがですか。

じゃ、ほかにご意見ございませんか。あと公平性の問題があるんですが、河川と道路は全然公平じゃないという意見があると思います。

加 藤 委 員 その公平さの問題もありますけれども、二つの分科会に分けるのはこれでいいと思うんですが、ネーミングはこれは河川分科会、道路分科会ってつけなきゃいけないですか。それとももう少し第一分科会、第二分科会のような形で、そうでないと何か土木部関係のみの事業評価のような感じするんで、何かもう少しネーミング考えられないかなと思います。グルーピングはこのままでいいと思いますけれども。

森 杉 部 会 長 そうしましょう、第一、第二で。

グルーピングも実はちょっとかなり不公平なんですけれども、ある種のやっぱり専門性がありますので、少々数はしょうがないというふうに思っているんですけれどもね。

あと、これは5年前に詳細審査したものはどれかという情報もつけてくださいね。そのときに問題になったかどうかということも。それから、その後どう変化したのかということもつけてくださいね、情報として、そののところひとつ重要ですので。

行政評価室長 はい、解りました。

森 杉 部 会 長 じゃ、いいですか。現地に行くこと難しいですけども、各委員の先生方、家族でちょっと土日旅をするときには、この表をいつも持って歩いていただきまして、ちょっとここを見えるかというようなことをしていただくというNPOを、ボランティアをしていただきますと大変効率がいいんじゃないかというふうにひとり言を言っている次第でございます。

事前にこのリストと大体地図の上でどこが問題になっているかということをおひとつ皆さんにいただきますか。本当に何かタイミングがあったら現地に行かれる場合があると思うんですよ、多分。そういう意味において、事前に早めにこのリストと場所ですね、それをいただくおと皆さん意外とそのうちの何度かを現地に行かれる可能性もあると思うんですよ。

行政評価室長 そういたしますと、こちらとしてはでき上がってからお送りするというふう

に考えておりましたけれども、途中ですがというような形でも、できるだけ早く情報を皆さんにお届けするようにしたいと思います。

徳永委員　そういう意味では、それぞれ管内図とかございますよね。あれに対象を入れていただけたのを事前に配っていただけるとありがたいかなと。

行政評価室長　はい、解りました

森杉部会長　よろしゅうございますか。

岡田委員　1点だけ気になるのは、こういうふうに分けるの結構なんですけど、ある効率性を追求しようと思うと、どうしてもそうなりますね。ただ、この委員会、要するに部会というんですかね、この公共事業評価の各委員全体として、やはり意見を吸い上げた方がいい案件というか、事案というのはあると思うんですね。具体的に私がイメージしてますのは、事業額が大きい小さい、あるいはここで重点的に評価する基準の1から7、必ずしもこれらに十分反映しない、例えば周辺住民ですとか、全く違う住民、あるいは当該者が異なる意見を持っているとか、そういったものについては、これらの部会に分けて詳細審議するというよりは、むしろ専門性をまさに袈裟懸けしながら、さまざまな意見が出る方が何か私には正常な審議だなというか、好ましい審議の形かなというふうに思われるところがありまして、そうしますと、このどここの所掌だからこういうふうに分けたというよりは、やはり評価すべき事業として本来の評価がふさわしいという、そういう事案というのをもひとつ分類項目に置いていただいて、それらについてはそれぞれの分科会ではなくて全体の詳細審議に付していくという姿勢があってもいいのではないかなと、ちょっと気になりました。

森杉部会長　先生、分科会は詳細審議をする事業を選ぶだけです。詳細審議しないんです。詳細審議は全体でやるんです。7月予定とありますね。ここで全体で詳細審議はやります。ここで第一部会と第二部会の方から、これとこれとこれを選定したらどうかという提案をいただくんですね、7月の段階で、この会議に。それに基づいて大体10件ぐらい選ぶわけですが、10件ぐらい選んだ後は詳細審議を今までどおりやるわけですが、ここで、ですから、問題があるような場合は、この10件程度の中にそいつ入れるかどうかということまでここでかけていただいても僕はいいと思うんですよ、その前の段階で。

岡田委員　その1回目の47の概要説明の段階でそれを抽出してしまってもいいということですね。

森杉部会長　そうそう、その段階でこいつを選んでおきましょうと、一旦。

で、改めて、ちょっと件数が多いんですが、このうちどれかを外しませんかという意見、提案もこの会議の中であっていいと思うんですよ。多分10件から15件とかという格好になってきますと、15件あるとなるとちょっとしんどいから、少し減らすことができるかどうか、まず審議しませんかというふうな形でここで審議することになるんじゃないかと、僕はそんなふうに見ているんですけどもね。

ですから、ちょっとおかしいなと、気になるなと思うやつは、どっちかといえばピックアップする。しておいて、全体でこいつを落としませんかねというようなことを議論するふうにすると、比較的情報が解りやすくなるんじゃないかと思うんですけども、そんなふうな形のことになってますが、そんなところでいかがですか。

岡田委員 解りました。そうすると、このフローでいくと6月の次の河川分科会、道路分科会対象事業の数字は余り明確にしないでということになりますね。

森杉部会長 数字といたしますと。

岡田委員 34と13。それぞれというよりは、詳細審議だから一応は分けてするということですね

森杉部会長 詳細審議するんじゃないですよ、6月の段階では、対象事業の34のうちで詳細審議をするものを選択するんです、ここで。5個か6個か、が多分望ましいと思うんですけどもね、その程度ぐらいが。5個か6個選ぶことなんですよ。

岡田委員 私が申し上げたのは、最初の47の段階で既に詳細審議の対象にし現地も見の方がいいという事業を、この全員が多少議論の俎上にのってくるような、そういう事業については、むしろ真ん中をストンと線を貫いて2回目以降の詳細審議のところに入ってくる事業があってもいいんじゃないかという。

森杉部会長 確かに。ああ、そういうことですか。最初のところの6月の段階で47というところから、ここからここで議論ちょっとやってみて、こいつどうもピックアップする必要がありますねということを決めてもいいんじゃないですかと。いいご提案ですね。いきましよう、やしましよう、それは。まず仮説として、統計的仮説検定みたいな感じがしますけれども。

行政評価室長 そういたしますと、6月の段階47で、言ってみれば、真っ白のものと真っ黒をものをまず分けて、灰色の分を分科会でという感覚でしょうか。そうすると、もう第1回の分科会で全くこれは概略説明しただけでもういいですね、これはもうこれでオッケーにしましようというのが何個かあって、これはとにか

く分科会で選ぶことでもなく、真っすぐその7月の委員会に行くべきものというのが何個かあって、それで、いわゆる灰色の部分というのを分科会で少し中身を濃くしてやったらということでしょうか。

森杉 部会長 二度手間になっても構わんと思いますね、そういう点では。せっかくやるんだから。

徳永 委員 真っ白はないような気がしますね。

田中 委員 ただ5年前に1回やっているやつについては、結局その議論のポイントとかは結構はっきりしているわけですから、やっぱりその第1回のときですね、結構皆さんがかなり問題点を明確に認識できるような資料を用意いただければ、今、岡田先生がおっしゃったような判断がある程度、それについてはできるのかなという感じはちょっとしますけれどもね。

森杉 部会長 たしか一つの道路、河川関係たしか問題になったようなのがありましたね。それが全く増えてないならば、またやっても仕方ないような感じもするし、難しい問題なんですけれども。しかし、やっぱりやらざるを得ないのかも解りませんね。前回の委員会の方に指摘を受けた以上は、潔くやるかも解りません。この点は少し前回の委員会の報告はある一定程度詳しくご説明いただけますか、6月の段階で。

はい、了解しました。今、岡田先生からのお話のように選べるものは選んで、最初の段階で選んじやいましょうと、こういうことでどんどん、ちょっとフィードバックあるのかも解りませんが、踏み込んでいってチェックするという方法でいきたいと思います。

よろしゅうございますか。

それじゃ、基本的には原案のとおりこうしましょうというふうな方向でいただきましたので、そのようにします。

それでは、これで議事次第の議題の1、来年の評価部会の進め方についてというところについては終わります。

2番目の議題であります、我々が出しました部会に対する県の対応状況ということについてのご審議をいただきます。

それでは、まずは県の方からのご説明をお願いいたします。

事務局（佐々木）最初に資料の訂正をさせていただきます。

お手元にお配りしました資料3-1ごらんください。

3-1のローマ数字の、審議対象事業に関する意見の3番、仙台港背後地の事業が載っておりますが、これの2番目の項目にあります評価書の文章ですが、これが間違っております。ちょっとミスプリントがありましたので、これを訂正させていただきます。

この欄につきましては、資料1で先ほどご説明いたしました評価書のこの内容をそのまま記す欄でございましたので、ここにつきましては「今後の土地区画整理事業の実施に当たっては、社会情勢の変化に対応したまちづくりを推進するとともに、民間企業の誘致を図るなど、保留地の売却について最大限努力する」となっております。これ資料1の内容そのまま本来は入るべきところでした。申しわけありませんでした。

あと、対応状況については事業担当の方から説明させていただきます。

土木総務課（櫻井） それでは、資料3 - 1に基づきましてご説明申し上げます。

まず、平成14年度の再評価対象7事業、これに関しまして公共事業評価部会からいただきました意見につきましては、先ほど説明しましたとおり、評価書という形で今後の事業の取り組み方針をお示したところでございます。その中で幾つか具体的な取り組みの動きがあった事業につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、付帯意見で片側歩道への変更の検討というご意見をいただいております主要地方道の丸森柴田線道路改良事業でございます。これにつきましては、後ほど担当課の方から現在の状況につきまして、地元説明での状況でございますが、それにつきまして詳しく説明させていただきます。

次の、同じく道路改良事業の志津川登米線につきましては、水尻川沿いの歩道用地の利用方法につきまして、地元志津川町と協議中でございます。

次の都市計画道路八幡築港線でございますが、現在、埋め立ての協議をやっているところでございまして、その中で景観配備や環境に配慮した道路整備につきまして協議をしているところでございます。

次の仙台港背後地土地区画整理事業でございますが、平成16年度のセンター地区の供用開始に向けまして仙台市と連携いたしまして必要な事業費を確保し、16年度の供用開始に向けて鋭意整備をしているというところでございます。

また、迫川の流域下水道でございますが、これにつきましては部会でもご説明したところでございますが、来年度は国の補助事業を一旦休止いたしまして、事業計画の変更作業を行うこととしてございます。

その他道路事業、あるいは街路事業、事業の実施に関する意見をいただいておりますが、ご意見を踏まえまして来年度においても事業を行うということとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主要地方道の丸森柴田線の道路改良事業の現在の対応状況につきまして、道路建設課の方からご報告させていただきます。

道路建設課（大場） それでは、大正坂道路改良工事につきまして、道路建設課の方から報告いたします。

現地の説明会につきましては、平成14年9月6日に角田市において、角田市の建設課をはじめ、関係行政区区長の方々に片側歩道につきましての説明を

させていただきまして、9月30日に角田市の建設課を通じて地域の方々は片側でもやむを得ないとの意見が示され、丸森柴田線の起点側から見て左側だけの片側歩道ということでご了解を得られました。このため、平成15年、来年度より事業の実施を片側で行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

土木総務課（櫻井）参考までに、資料3-1の次のページに平成15年度の予算見込額、これを提起してございます。現在これで来年の当初予算の原案という形で議会の方にかける予定でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、あるいはご意見お願いします。

先ほどのこれは丸森柴田線ですけれども、1番のやつですね、住民の方々、やむを得ないというご発言自身は解りますが、どの程度やむを得ないというふうにお考えなのか。我々としてはそんなに機能は落ちないからいいんじゃないかというふうにして、そんなふうにはここでは意見申し上げたわけですよ。

道路建設課（大場）それで、地元の方々は、要するに工事の進捗というか、早く造っていただきたいというのが念頭にございますものですから、片側だけでもということとで事業の進捗ということとの判断ということだろうと思っているんですけども、どうしてもやっぱり両側というのは何ということですかね、あれば嬉しいというか、あった方がいいというんじゃないかと、あればということはやっぱり拭えないところは地元の意識としてはあるようでございますね。それで、事業の進捗の問題からしても両側やっていくとなかなか進まないよということで、それとまた実際にいろいろ地元の方と話してみると、片側でも済むという方もおられますし、できれば両側、当初どおりやっていただきたいという方々もおりましたと聞いております。ですけれども、結果的にはとにかく事業を早く延伸してくれというようなことから片側でやむなしということの了解を得ております。

森杉部会長 その事業の進捗の方はどんなふうな予定になっているんでしょうか。

もともとどうだったかというのを忘れたんですけども。要するに解っていないんですが、よりスピードアップをなさるような決定をなさったんですか。

道路建設課（大場）今年度予算も、先ほどお話ししましたように15年は1億程度で、まず3カ年か4カ年くらいでめどが立つくらいで考えております。

森杉部会長 なるほど。

ご意見ありませんか。

遠藤委員 すみません。4番目の迫川流域の下水道事業についてですけれども、先ほどの事務局のご説明の中で「国の整備計画の休止」という文言もありましたし、あと資料3-1の2ページの方に一番下段に「事業計画（認可）変更の業務委託」という形で記載なっているんですけれども、これはどの辺の計画の変更なのか教えていただきたいと思います。何せ下水道という大きい事業に対しては4,000万円という少なめの金額かなという思いありますので、その辺説明いただければありがたいなと。

土木総務課（櫻井）先ほど説明いたしましたとおり、補助事業の一旦休止ということでありまして、事業的には今年度この3,900万円は単独費で、いわゆる処理区域の変更でありますとか、いわゆる事業認可に必要な、事業計画変更に必要なものを単独費で来年度は調査を行いまして、次年度以降また補助事業で事業を実施すると。ですから、事業的にはつながっていくということでございます。先ほど申したのは、補助事業を一旦休止して、事業認可の変更に向けて作業を行うという趣旨でございます。

遠藤委員 事業の変更という部分がちょっと解らないところなんですけれども。

下水道課（千葉）下水道課の千葉と申します。

説明いたします。

流域下水道というものは実は現地でもご説明いたしましたが、市町村の下水道でやっている流域関連公共下水道と、県が事業主体であります、この場合は迫川ですけれども、流域下水道事業の2種類で、いわゆる幹線と処理場を県が受け持つ下水道の部分と、それからそれにつながる市町村が行っている公共下水道、流域関連公共下水道がございます。

それで、県としての処理場とか、それから幹線管渠についての整備は一たん14年度、本年度で一応完了いたします。しかし、それで工事が終わったわけじゃなくて、それに伴う関連公共下水道の工事は今年度でも来年度でも行うわけなんです、一応認可事業という5年なら5年で整備する面積を決めておるわけなんです。それが今回14年度で認可が切れまして、15年度以降整備する区域を拡大しないと、市町村で整備する場所というんですか、処理水、汚水を取り込む区域として整備する範囲がなくなります。15年度でそういう認可区域というのを拡大しませんが、15年度以降の市町村が補助事業で関連公共下水道整備する区域がなくなるということになります。それで、県単で15年度予算でその認可区域拡大という作業を、いわゆる県側でしますと、それに伴って、子供と言っちゃわるいんですけれども、それに伴う関連公共下水道側の認可変更もいたします。そういう関連がございまして、親の認可、いわゆる県の認可がないと、子供である関連公共下水道の認可がとれないという形になっております。それで、県としては主な幹線は終わったわけですが、親の認可をとらないと関連公共下水道の認可はとれない。したがって、それをやらない

と今度は関連公共下水道の市町村の工事ができないということになります。そういう内容の場合、認可変更ということを実施したいと思います。

遠藤委員 解りました。ありがとうございます。

森杉部会長 私も解りやすく、よく解りました。ちょっと解ってませんでした。何回もお聞きするかも解りませんが、これはちょっと賢くなっていきますので、ご容赦のほどをお願いします。どうぞ。ありませんか。コーヒーが来てますけれども、コーヒー飲んだら終わりにしましょうか。じゃよろしいですか。この点は一応県の対応がきちんに行われているというふうには私自身はそういう印象を受けました。では、これは議事といっても、これはどういうことなんですかね。承認しましたということですかね、そういうんじゃないですね、これ。了解ということですよ。了解ということでいたしまして、議事2を終わります。最後に、その他ですが、その他は、どうぞ、県の方から。どうぞ。

岡田委員 せっかく払川の資料があるようですから、ご説明いただきたいと思います。

森杉部会長 はい、お願いします。ごめんなさい。議事次第の取り扱いについて私が間違っていました。今の岡田先生からのご指摘どおりなんでありまして、今の話は今までは平成14年度の我々の意見に対する対応状況であったわけです。次は今度は13年度に私たちが意見を出したわけですが、それについての対応状況についてお話をいただきます。その一つがこの先ほどご指摘いただいた払川の部分になってますので、今から県の方から平成13年度の我々の意見に対する対応状況についてのご説明をいただきます。お願いいたします。

農村基盤計画課（大友）初めに、産業経済部関係のご説明をいたします。

2点ご意見をいただいております。

まず3ページをお開きいただきたいと思います。

第1点は、ページの一番最初ですけれども、事業実施に関するご意見としていただいております、事業費の精度確保と費用対効果についてであります。

13年度から内部職員によります事業地区計画検討委員会というものを開催しまして、事業地区、それから変更地区の審査・検討を行っております。その結果、事業費の精度の確保と費用対効果の確認を行ってきております。具体的には、平成14年度は新規地区5地区、それから変更地区10地区の検討を行っております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページも一番上の部分なんですけれども、事業の評価手法として、洪水機

能の便益について地域性を考慮した上で算定するようというご意見でございますけれども、洪水防止機能の便益については、地域ごとに計上するにはまだ確立されたものでもないことから、この効果の計上については現在まだ検討している段階でございます。以上でございます。

土木総務課（櫻井）次に、土木部関係の13年度の部会意見につきまして現在の対応状況でございます。別紙3-2のとおりでございますが、これもまた少し具体的な動きがありました河川の総合開発事業の払川ダム建設事業の状況につきまして詳しく説明させていただきたいと思っております。

また、ほかの事業につきましては、この資料に記載のとおりでございます。

最後に、5ページの事業全般という中で、いわゆる事業そのもののやり方、あるいはその実施に当たっては国民的な経済的な観念で行うことというような意見もいただいております。

今回、前回の部会の方でご説明いたしました土木行政推進計画でございますが、今年度見直し作業を行っておりまして、来年度、土木部のほぼ全事業を対象といたしまして事業の見直しをしているところでございます。大体の案が煮詰まりつつありますが、来年度公表に向けまして現在作業中ということでございまして、その中で具体的な実施箇所、あるいは継続中の箇所も含めた全事業の見直しをしているところでございます。

それでは、払川ダムの建設事業の現在の状況につきまして、砂防水資源課の方からご報告させていただきます。

砂防水資源課（笠松）それでは、払川ダムにつきましてご報告をさせていただきます。

資料3-2の方に記載しているとおりでございますが、別資料ということで縦のA4のやつで1枚ですが、ちょっと資料を用意させていただきましたので、報告をさせていただきたいと思っております。

平成13年度の部会からの意見に対する対応状況でございます。

当13年度の意見をいただきましたことにつきましては、付帯意見ということでここに記載しているとおりでございまして、環境保全に最大限配慮することと、それから事業に関する意見といたしましても、同じように環境、それと関連事業との調整を図ることというご意見等をいただいております。

これによりまして、現在の状況でございますが、ここに記載をしてございまずとおりでございますが、まず貴重な鳥類、具体的には猛禽類、オオタカ、ミサゴ、ハイタカ、ハチクマということの鳥類でございますが、繁殖状況を定期的に現在把握するために定期的に一応調査をしてございます。それで、具体的には有識者の指導のもとということでございまして、南三陸ワシタカ研究会というところの指導をいただきながらモニタリングの調査を実施してございます。現在確認されております営業地等は工事範囲からかなり離れてございまして、現時点では直接的な影響は少ないという意見もいただいております。

また、工事による発破作業等繁殖活動に影響が大きい工事につきましては、

繁殖過敏期を避けて実施をしているという状況でございます。

2としまして、事業に伴う改変によりまして生育確認地点の消失ということで予想されておりました貴重植物種のキンランという植物でございますが、平成13年度に改変地区外に移植を実施してございます。その後、平成14年度に移植地点での生育を確認してございます。これにつきましては具体的には9個体移植をしてございます。移植先につきましては地図で示せばいいんですが、ちょっとなかなか示しづらいところもございましたのですが、環境条件の類似しておりますダム近くの町の土地というところに一応移植をしてございます。写真でちょっと示してございますけれども、左が移植前、右側が移植後の状況でございますが、ちょっとなかなか解りにくい植物でございますが、かなり貴重なものと聞いてございます。

それから、参考にちょっと書かしていただきました払川ダムにつきましては、これも13年にご審議をいただいておりますけれども、ダム事業の中では小規模のものでございますが、平成14年度時点での進捗率は約21%、事業費でいきますと21%でございますが、ダムの事業にかかります用地買収につきましては14年度で全部完了している状況でございます。現在は付け替え道路の工事を進めてございます。以上でございます。

森 杉 部 会 長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見をどうぞ。

これは私、解ってませんが、このキンランという植種は、そうですか、これは消失する可能性があるということで移植されたら、こういうことですか、それに成功しましたら、こういうことですかね。

砂防水資源課（笠松）キンランにつきましては、ちょっと私も詳しくはないのですが、何かラン科の植物ということでございまして、これは絶滅危惧種の二種、一種でなくて二種になってございますけれども、一応秋田県から南ぐらいのところの本州、四国、九州の暖かいところに一応生息するものといわれてございまして、この払川ダムを建設します右岸側、上流から見て川の右側ですが、その杉林の中で一応確認されておまして、かなり個体数は少ないということでございましたので、その辺を勘案をしまして今回移植という形で一応手続をとったところでございます。以上でございます。

森 杉 部 会 長 もう質問ありませんか、ご意見ありませんか。よろしいですか。どうぞ。

徳 永 委 員 この資料3-2をざっと読ませていただいてなんですが、実は何か余り具体的に何が変わったのかなというのがよく解らないというところがございまして、例えば道路の方なんかでいいますと、階層性を考慮して事業間の関連とか、そういうところを強化していただきねというような話があるわけですが、あといろいろ多分に今までもやってきたんで、これからは頑張りますというふうな

表現で終わっているようなところがあるんですが、それを問題提起したというのは、やはり今までのやり方では不十分ではないかというふうに感じて意見を言わせていただいておりますので、それに対して何か具体的にここは少し改善したよというのがあれば、教えていただきたいんですけども。道路だけじゃなくて、例えばあれもそうなんです、松島湾の話とかもですね。

河川課(大内) 河川課でございますけれども、松島湾のリフレッシュのお話が出ましたので、状況報告だけ。現在17年度ということで目標年度を定めておまして、CODとか溶存酸素とかいろいろな規定に基づいた形で目標達成に向けて各事業者がやってございますが、一応毎年3月にそれぞれの事業者、港湾から漁港から河川から下水道から集まりまして、現在の状況ということのフォローアップの委員会はやってございます。17年度の目標、CODで約2ミリグラム、2ppmでございますけれども、その達成めがけて現在、各課あわせた形で状況把握しながら17年度に向けてやってございます。以上でございます。

徳永委員 それは以前からやられたということではないんですか。これ13年度以降...

河川課(大内) 先生のおっしゃる新しい進展ということではございません。例年やっているということでございますので。申しわけございません。

森杉部会長 徳永先生のおっしゃるのは、何だろうな、どう言ったらいいんですかね、これ。

徳永委員 要するに、我々の指摘しているようなことは前々からシステムとしてはあったのかもしれないんですけども、果たして本当に機能しているんですかという問題提起ととらえていただければいいと思うんですが、その中でただ事業調整してますよということだけではなくて、どうしても従来ですと各課配分された予算の枠内で何ができるのかというような話だけで終わってきているのではないかなと思うんですが、そういう中で、より重点的な配分ですとか、そういうふうな取り組みがあってもいいんじゃないかなという問題提起をさせていただいたと思うんですよね。そういうことに対しては恐らくまだ何も変わっていないんだろうというふうに思えますので、それ簡単に変わるという話ではないということは重々承知しているんですが、そうはいつでも、もう少し突っ込んだ取り組みが何かないのかなということなんです。

土木総務課(櫻井)そういった意味では冒頭ちょっと私の方からも説明いたしましたけれども、今後その公共事業全体でかなり非常に投資が抑制されている傾向にございます。その中で今までは各課ベースでそれぞれの事業展開をやってきたわけなんです、今いわゆる公共事業部門、土木部でやっていますことは、全体の投資額を、いわゆる土木部のといたしますが、我々のその身の丈をある程度見据えた

上で10カ年分でどのくらいできるのかというところ、その中には当然今までやってきたものをやめるという作業も出てこようかと思ってまして、現実にもそういった議論もしてございます。そういった中である意味今後10カ年、あるいは20カ年を目指して今何をしているかということをお示ししたいと思っております。

また、その中でどうしても県の施策としてやるべき、あるいはやるという意志を持って進む事業もあろうかと思えます。例えば我々今やっておりますのはアクセス鉄道の整備でございまして、あるいは今回議論になりました、ある意味とめられないという議論だったのかもしれませんが、背後地の議論でございました。そういったものは、いわゆる事業として先取りと申しますか、まず必ずかかるといった、そういったことを議論をして、その中でそれぞれの事業の展開を進めることを県民の皆様にご覧いただきまして、これは一つのやり方として今各地域で懇談会を開いてございまして、各土木事務所単位で開いてございまして。その中で何をその地域では欲しいのか、何を重要と思っているのか、そういった議論から今後10カ年分の、あるいはこれからやろうとしている事業のパイをお示ししようかというふうな思っております。その中で当然その道路のヒエラルキーの問題でありますとか、どの事業を優先するかといった議論というのが出てこようかというふうな思っておりますし、我々が説明すべき責任ではないかなというふうな思っておりますし、平成12年度からその作業はしてございまして、来年以降、またさらにそれをローリングという形で全体の事業をお示しできればというふうな思っております。以上でございます。

森 杉 部 会 長 今のお話は一つの具体的な行動ですよ。取り組みですよ。

徳 永 委 員 ただ、それはこういう個別事業に対してなかなか文書で表現することは難しいと思うんですけども、着実にそういう努力を続けていただきたいということです。

森 杉 部 会 長 そうですよ。あと、私の知っている限りにおいては、公共事業のどういうものを重点的に優先的にやっていくべきかという方針を非常に明示的にやっている県として岩手県とか、あるいは最近では石川県だとか、こういう県は、あるいは三重県なんか有名ですけども、三重県は実行しているかどうか解りませんが、岩手県は少なくとも実行してますね。非常に分野別ですけども、非常にこういう事業はより優先順位を高めますよというふうな明示的なある種の点数に基づいてそういう表示をしますよ。したがって、重点化する方針が明示的なんですね。そういう形で、逆にそれに基づいた要望が出てくるというふうな形で、非常に情報公開と連動した形での重点化が行われているのではないかと僕は思うんですが、そういうことについては、そういうことというのは、はっきり言うと点数を含むような投資順位の明示化というようなことについては現在、宮城県の方はどんなふうになっている状況ですかね。

土木総務課（櫻井）評価体系の中で今事業箇所評価というのが動いてございます。

これについては大体向こう3カ年部分の全事業、公共事業につきまして点数化をしてございます。基本的には土木部の場合はAHP法に基づく事業でございます。あるいは産経部もそういった点数化をして、その中で平成15年度、例えば来年度に事業を実施する予定のもの、あるいはもう少し待っていただくもの、こういったものを県民の皆様にお示ししているという状況でございます。

ちなみに、先ほど申した土木行政推進計画の方ですが、全事業を同じAHP法で点数化いたしまして、その3年部分を事業箇所評価の制度に切り出して県民の皆様の方にお示ししていると、このような体系になってございます。

森 杉 部 会 長 そのAHPみたいなものを適用をして、例えば来年度の再評価で対象とする事業に対して、そういうものの点数化というのはできるんですか。

土木総務課（曾根）できます。

今、宮城県のホームページの中で行政評価室、室長の担当されているところですが、室長からちょっと詳しく説明させていただきます。

行政評価室長 評価制度でこの公共の再評価とは別に事業箇所評価というものをやっております。事業箇所評価ということはどういうことをやるかといいますと、それぞれその事業、いわゆる道路事業とか治山事業とかというふうな、いわゆる分野別に向こう3年間にどの箇所をやるかという、その候補を挙げます。その候補の箇所についてそれぞれ一定基準をもちまして、例えば道路でありますと、その渋滞とか危険度とか線型とか、そういうもので点数化いたしまして、それをそれぞれ予定している箇所、10カ所なら10カ所を点数化します。そして、その評点と順位をつけます。例えば1番から10番まで点数がつきまして、それで、それじゃ15年度、いわゆる来年度に予算化するの、お金はどこまでありますかということで、例えば8番目までやりますというふうな形で15年度にはこのぐらいやります。しかし、あとの3事業については15年度にできないから次に回りますというふうなことの評価をいたしまして、この結果についてを2月7日に公表する予定になっております。

森 杉 部 会 長 解りました。資料は重要な資料ですので、我々の委員会の方にもいただけますか。

行政評価室長 解りました

岡 田 委 員 今までのお話とちょっと角度が違いますが、先ほどの徳永先生と私も似たような感想を実は意見の出しようがないなと思いながら感じておりまして、今のお話とはちょっと角度を変えて、個別のこういう事業のレベルに落とした段

階での話でございます。

ここにもこの委員会としての部会としての意見というのが個々に事業ごとに述べられているわけですね。そのことは私は実は大変重いことだと思っております。県民の一人お一人、さらにそれに専門性という、その経験あるところからの意見という意味で実は大変内容的にはもう少し重視していただくべき意見ではないかなというふうに思っております。今までの大きなレベルのところでは、もちろん私どももそういうことを念頭に置いておりますが、どちらかといえば、既定的なところではやはり効率性論に近いところが大きな部分としてあるかと思えますけれども、個々の事業に当たって私どもが何がしか意見を述べたり判断をする場合には、むしろ根底にあるのは、その事業が本当に必要かどうかという、その必要性のところというのを非常に重視していると。その上で、さらにその効率性だとか、必要だとすればどんなものがふさわしいかということで、今日的にはやはり環境の問題ですとか、周辺の状況とのある整合がとれたものかどうかという、こういう観点を重視した意見を付しているに違いないし、私どももその内容で対応したというふうに思っております。そうなりますと、これまでどおりのシステムでこういうことが十分対応できてますよ。それをさらに機能させればいいんですよという、そういうことではなくて、具体的にやはり例えば先ほどのこの払川のように、こういう対応をしましたと。移植もしました。あるいはダム関連については、何度か魚道についてはどうかというようなこともお尋ねしているかと思うんですが、こういう形の魚道をつけて設計変更をしたとか、やはり個々の事業に当たってはこの委員会での意見を踏まえた具体的なものが一つでもあらわれることが多分委員会、あるいは委員会の背景にあるこの県民意見とのある対応関係というか、討論の結果なんではないかなというふうに私には思えるんですが。だから、具体的なものが欲しいということですよ。

加藤委員 去年やった仙台港背後地の土地区画整理事業の保留地処分の問題なんです。ここはこの前のこの委員会終わった後に仙台市が、用途区域の見直しをするという新聞報道がありました。それは県も一緒に入ってその見直しやっているわけですね、共同事業ですから。そういうときに、何か新聞報道等を見ますと仙台市だけが一生懸命そういうふうなことをやって、県がどういうふうにかかわっていたかというような感じ見えなかったんですが...

ですから、用途区域の見直しというのも具体的に部会の意見に対して対処している一つだろうと思うんで、こういうところでは対応状況のところ載せていただいてもいいんじゃないかなという感じするんですよ。それで、さらに最大限今後も努力していくという形で結んでもらえればと。そういうところがほとんど出てきませんので、今先生方が言われているような意見になるんじゃないかなという感じがします。

森杉部会長 お願いしたいんですが、ぜひそういう具体的な形で書いて、少なくとも書い

てみていただきたいんですね。それによって、ここでこの資料公表されますから、より具体的にどんな対応をしていって、より行政がよくなっていっているかというのが解りますから。そういう観点で、今のお三人のご指摘は大変重要ではないかと思えます。ぜひお願いします。

よろしいですか。

ほかにどうぞ。ほかにといってもこれが一番重要で、もうほかにはないように思いますので。よろしいですか。はいどうぞ。

沼倉委員 資料3-2の7ページで、先ほどの我々の意見に対しての対応というところでもそうなんですけれども、7ページの河川評価のところ非常にスパンが長いので、評価するに当たり非常に解りづらいというようなものがございまして、現在の対応状況では、期間を短くすることは結果的に難しいということで、一連の整備効果が発現できる区間を対象として実施しているということなので、これは今までの割と長い工事から一定の区間、距離的なもののイメージの区間に変更したということなんでしょうか、それとも前と同じということなのか、ちょっと確認したくてご質問させていただきます。わかりますか、3-2の資料の7ページの一番上のところなんです。

土木総務課(櫻井) これは河川の場合につきましてはかなり整備の期間が長いということで、それを全体を対象にして評価をしていたわけなんですけれども、今やっている区間、例えば一定区間についてその治水上の効果があるのであれば、その部分を対象とした評価をするようにという意味で、例えばここにありますような5年、10年という期間で効果がある部分というんでしょうか、なるべく効果があるような区間を今やっている区間の意味を見つけられるような形で評価をしたいという意味でございます。

前葉企画部長 ですから、そういうふうに実際にやったんですかというご質問なんですよ。

沼倉委員 ことしその次の15年度の評価ではそのような区間でこちらの方に対象として上ってくるんでしょうか。

土木総務課(櫻井) そういう形で評価をしていきたいということでございます。

森杉部会長 じゃ今までは非常に全体で評価していたんですけれども、今度からは一定の区間の効果を対象として評価をしましたと、こういうことですね。

土木総務課(櫻井) その河川全体の中でそのすべてが10カ年で効果があらわれる河川というものもございましょうし、またやはり若干長期間のスパンで効果を見なければならぬ事業もあろうかと思いますが、なるべく我々の事業をやっている意味というものを、効果がすぐあらわれるような形を工夫して評価の方に結びつけた

いとの趣旨でございます。

森杉部会長 解りました。私もよく解りました。
ほかにどうぞ。
よろしゅうございますか。

それじゃ、この対応策につきましては特に事務局の方をお願いしたいのは、対応状況としてより具体的に、例えば魚道についてはどうなっているかとか、あるいは例えば先ほどの区画整理における用途変更の方法はどうなっているかとか、そのときに指摘された具体的な項目があると思いますが、それに対応してどんなふうな処理が行われているかということについて、ぜひ記述をお願いしたいと思いますので、よろしくご検討ください。

では、以上をもちまして13年度の公共事業評価部会の意見に対する対応状況についての審議を終わります。

これで終わりですが、特に今年度全般にわたりまして、きょうは今年度最後の部会であります。そういう意味におきまして今までの部会のあり方、あるいは成果、あるいは今後への課題等につきましてご意見がありましたらぜひ、せっかくのチャンスですので、ご意見を賜りたいと思いますが。ありませんか。こういうふうな言い方をすると大体無理ですよ。大体反応が私も自分で意見言えなくなる。ですが、しかし当面ちょっとおきたいというようなことございましたらぜひ、いいですか、どうせまた来年忙しくなりますよね。

それじゃ、以上をもちまして終わります。ありがとうございました。

行政評価室長 事務局からちょっとお願いがございます。

この部会最後でございますが、今日17日に行政評価委員会、この部会の親委員会、委員会がございます。その会議に部会として委員会に報告という項目がございます。そこで、部会から報告する事項につきましては部会長に一任させていただきまして、部会長の方から報告させていただく。その報告内容については事務局で部会長に相談しながら案をつくって、それで部会長に発表といいますか報告をお願いするということによろしいかどうかだけ、ここで確認させていただきたいと思います。

森杉部会長 お任せいただけますね。
じゃ終わります。ありがとうございました。

司 会 それでは、以上をもちまして平成14年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。
本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 岡 田 秀 二 印

議事録署名委員 加 藤 徹 印